

令和7年度狩猟免許更新講習のお知らせ

令和7年度の狩猟免許更新講習及び適性検査を次のとおり実施します。

1 更新講習及び適性検査の対象者

今年度の更新対象者は、令和7年9月14日に有効期間が満了する狩猟免許を所持し、現に佐賀県内に住所がある方（以下「更新対象者」）とします。

また、更新対象者で今回更新対象となる免許と、有効期間の満了日が異なる種類の免許を所持している方は、希望すれば当該免許についても更新することができます。

この場合において、更新した当該免許の有効期間は、更新の日から3年間とします。

(1) 網猟免許	網〔むそう網、はり網等の猟具〕を使用する猟法
(2) わな猟免許	わな〔くくりわな、はこわな等の猟具〕を使用する猟法
(3) 第一種銃猟免許	銃器〔装薬銃、空気銃（圧縮ガス銃を含む。）〕を使用する猟法
(4) 第二種銃猟免許	空気銃〔圧縮ガス銃を含む。〕を使用する猟法

2 日時・場所・申し込み期限

受付時間前の上場はできませんのでご注意ください。

第1回目	令和7年6月2日(月) 9時30分から12時30分まで（受付：9時～） 会場：相知文化交流センター「研修室」 唐津市相知町中山3600番地8 申込期限：令和7年5月9日(金曜日)
第2回目	令和7年6月2日(月) 14時から17時まで（受付：13時30分～） 会場：相知文化交流センター「研修室」 唐津市相知町中山3600番地8 申込期限：令和7年5月9日(金曜日)
第3回目	令和7年6月5日(木) 13時30分から16時30分まで（受付：13時～） 会場：鹿島市生涯学習センター・エイブル「研修室」 鹿島市大字納富分2700番地1 申込期限：令和7年5月9日(金曜日)
第4回目	令和7年6月6日(金) 13時30分から16時30分まで（受付：13時～） 会場：佐賀県射撃研修センター「講習室」 佐賀市大和町大字久池井3669番地 申込期限：令和7年5月9日(金曜日)
第5回目	令和7年6月10日(火) 13時30分から16時30分まで（受付：13時～） 会場：佐賀県武雄総合庁舎「別館 大会議室」 武雄市武雄町265番地 申込期限：令和7年5月9日(金曜日)
第6回目	令和7年6月29日(日) 9時00分から12時00分まで（受付：8時30分～） 会場：佐賀県射撃研修センター「講習室」 佐賀市大和町大字久池井3669番地 申込期限：令和7年5月29日(木曜日)
第7回目	令和7年6月29日(日) 13時30分から16時30分まで（受付：13時～） 会場：佐賀県射撃研修センター「講習室」 佐賀市大和町大字久池井3669番地 申込期限：令和7年5月29日(木曜日)

※天候の悪化等、不測の事態により上記の開催日に実施できなかった場合は、別日に実施することがあります。

3 手数料及び更新講習、適性検査の内容

手数料 佐賀県収入証紙2,900円分（更新区分の1種類につき）
※県で受理した手数料は、佐賀県手数料条例で定める理由の他は返還しません。
※収入証紙は知事が指定した「売りさばき所」で購入できます。
（売りさばき所一覧 https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00336790/index.html）

更新講習の内容 法令の改正、狩猟上の諸注意等について
適性検査の内容 視力、聴力、運動能力（眼鏡、補聴器等を忘れないようにお願いします。）

4 申し込み手続等

申請書は、一般社団法人佐賀県猟友会（電話0952-26-6543）又は最寄りの一般社団法人佐賀県猟友会各支部で配布しております。

佐賀県のホームページでも申請書と医師の診断書の様式をダウンロードできます。
（http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00360437/index.html）

申請に必要なものは次のとおりです。

(1) 狩猟免許更新申請書（狩猟免許の種類ごとに1通）

(2) 添付書類等

- ・銃砲所持許可証の写し（許可を受けている場合のみ）又は医師の診断書（概ね申請前6ヶ月以内）

医師の診断書は次に掲げる者に該当しない旨の記述が必要です。

ア 統合失調症にかかっている者

イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）にかかっている者

ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

エ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（アからウに掲げる病気を除く。）にかかっている者

オ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

カ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（アからオに該当する者を除く。）

- ・写真1枚

（申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm×横2.4cmの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）

5 狩猟免状の返納（現在お持ちの狩猟免状は返納してください）

今回更新の対象となる狩猟免状の原本は返納するよう法律で定められています。

受講者の方は更新講習の受講日に狩猟免状の原本を持参してください。

狩猟免状の住所が変わっている方、狩猟免状の原本を紛失されている方はそれぞれ手続きが必要になります。詳しくは佐賀県猟友会へお問い合わせください。

6 申し込み先

〒840-0027 佐賀市本庄町本庄278番4号
一般社団法人 佐賀県猟友会（電話0952-26-6543）

7 問い合わせ先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀農林水産部 生産者支援課 鳥獣対策担当（電話0952-25-7113）

※会場へのお問い合わせ等はしないようお願いします。

【個人情報の取扱いについて】

狩猟免許更新申請において提出された個人情報は、狩猟免許更新申請の審査、狩猟免許を受けた者に対する指導監督等の目的にのみ使用し、それ以外の目的においては使用いたしません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県個人情報保護方針（http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00319144/index.html）で定められています。